

【新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）等における研修機関の認定手続き】

【研修機関】

研修機関の認定を受けようとする機関（申請機関）は県の認定を受ける必要がある。

ア 農業者・農業法人

イ 市町村

ウ JA・協議会等
研修農場が農林事務所を跨がない場合

エ JA・協議会等
研修農場が農林事務所を跨ぐ場合

オ 申請機関が広域に跨がる
申請機関と研修農場が農林事務所を跨ぐ場合

申請

申請

申請

技術等のノウハウの提供

産地の維持・発展に寄与

【関係機関】

【市町村】
申請書の経由

申請

【県：農林事務所】
認定申請書の確認
研修農場の現地確認

副申
意見書

現地確認依頼

【県：農業担い手課】
認定申請書の審査

- ・ 認 定
- ・ 変更承認
- ・ 取 消

情報共有

【資金交付関係】

【研修生】
必要書類の提出

書類の提出

研修後の
フォロー

資金の交付

研修状況
報告の提出

【福島県農業経営・
就農支援センター】

- ・ 資金の交付
- ・ 研修状況の確認
- ・ 研修後のフォロー

